様式第１号（第６条関係）

専任を要する主任技術者の兼務届出書

年　　月　　日

（宛先）

羽生市長

受注者　住　所

名　称

代表者

　下記工事の主任技術者は、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので、届け出

ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主任技術者氏名 | |  |
| 新たに配置する工事 | 専任・非専任の区分 | 専任　・　非専任　　　※どちらかに○を付ける |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負予定金額 | 円 |
| 工期 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 現場代理人予定者 | ※現時点での予定者 |
| 既に配置している工事 | 専任・非専任の区分 | 専任　・　非専任　　　※どちらかに○を付ける |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負予定金額 | 円 |
| 工期 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 現場代理人 |  |
| 発注者 |  |
| 兼務場所　　距離　　　.　　　　㎞　　　縮尺１：　　　　　　（縮尺を記入する） | | |

注意事項

（１）本届出書は、契約締結前（事後審査型一般競争入札により落札候補者となった者は事

後審査書類提出時）に提出してください。

（２）本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合です。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は２件です。

（３）本届出に当たっては、既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を必ず得ること。

（４）本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示すること。

（５）既に配置している工事と新たに配置する工事の場所との位置関係を証明するために、両者が同時に掲載され、かつ、両者の工事場所を記載した位置図を添付するとともに、様式内の兼務場所欄に距離及び縮尺を明記すること。

（６）既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。

（７）本届出書を発注者が受領した後、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。

（８）同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限ります。

【発注者チェック欄】

①　□ 工事に一体性又は連続性が認められる。

* 相互に調整を要する工事である。

②　□　工事現場の相互の距離が１０ｋｍ以内である。

③　□　低入札価格調査を経た契約ではない。

④　□　既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている。

④　□　主任技術者の資格要件を満たしている。

⑤　□　工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）登録状況に問題がない。